

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	小金井市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/410/shakaihoshou/maina_dokuji.html">http://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/410/shakaihoshou/maina_dokuji.html</a>

執行機関名 小金井市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第30号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第4の項 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第30号)によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、もってひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、小金井市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、その者の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者又はこれに準ずる者であって規則で定めるものとする。 (1) ひとり親家庭等の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童
⑦独自利用事務の関連規範		小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年条例第30号) 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年規則第41号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条の規定による医療証の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条及び第5条 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条、第11条、第12条、第13条、第14条第1項第5号及び第6号並びに第15条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者)に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る申請者、当該申請者と同一の世帯に属する者並びに小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第2号に規定する扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第21条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第4条の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第8条第2項の規定による現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条及び第8条第2項 小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第10条、第11条、第12条、第13条、第15条及び第21条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出に係る届出者、当該届出者と同一の世帯に属する者並びに小金井市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第4条第1項第2号に規定する扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
備考		